

Title	ドイツの基本法と基本権 : Grundrechte im Grundgesetz für die BRD (共同研究報告 : 憲法研究)
Author(s)	斎藤, 薫
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.21-No.3 : 32-32
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=3528
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

共同研究報告

【憲法研究】

ドイツの基本法と基本権——Grundrechte im Grundgesetz für die BRD——

7月4日月曜日、聖学院本部新館2階集会室において、2011年度第二回憲法研究会が開催された。講師として京都大学大学院法学研究科教授の初宿正典先生をお招きし、「ドイツの基本法と基本権」と題してご講演いただいた。28名が参加した。概要は以下の通りである。

明治憲法を策定するに当たって、伊藤博文らは、プロイセンの欽定憲法をモデルとした。しかし日本国憲法は、ドイツ流の器に、アメリカ産の果実を盛ったといえるほど、個々の条文にはアメリカの影響が多い。

ドイツ「憲法」は、「ドイツ連邦基本法」が正式名であり、「憲法」ではないことをはじめとして、基本権（Grundrechte）を冒頭においていることや、宗教制度に関連するヴァイマル憲法の一部を基本法の構成部分として受容していることなど、主に7つの特徴があげられる

基本権規定の条文数は少ないが、個々の基本権規定の文言は詳細である。ナチスの時代への大きな反省として、「人間の尊厳の尊重・保護が国家権力の責務」であると、真っ先にあげる。続く19条までの基本権を、相当の日本国憲法の条文と比較することにより、詳細さが分かる。ドイツでは、

以前は社会主義との戦いであったが、現在は「戦う民主制のための制限」として、民主制を守るためには結社の自由の制限をはじめとして、組織犯罪防止のためなら盗聴器を仕掛けることも合法になる。

こどもの教育については、「親の権利」であるとし、宗教教育は公立学校において正課であり、親に決定権がある。「信仰・良心の自由」、「意見表明の自由、知る権利、報道、芸術・学問の自由」についても、細かく明文化されている。

初宿氏の発表のあと、特にドイツ基本法における宗教に関する条項をめぐって活発な意見が交わされた。

（文責：斎藤薫 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程）

（2011年7月4日、聖学院本部新館2階）



初宿正典 京都大学大学院法学研究科教授